

一般職非常勤職員の兼業について

一般職非常勤職員が兼業する場合は、営利企業従事等の許可は不要です。ただし、地方公務員法上の職務専念義務や信用失墜行為の禁止等の服務規律が適用されることから、従事している兼業内容等が、以下の兼業が許されないケースのいずれかに該当する場合、一般職非常勤職員として勤務するにあたっては兼業を辞めていただく必要があります。

兼業が許されないケース

1. 信用失墜にあたるような兼業を行っている場合

例) 性風俗店を経営する等、とかく風評があるもの

2. 職務の公正の確保を損なう場合

県で従事する業務との間に特別な利害関係が発生するもの

例) 県の物品購入担当者が、購入先の販売業者である場合や土木系の事務担当者が入札業者先であること等

3. 職務専念義務違反にあたる場合

兼業する事業又は事務の内容等を考慮して、兼業による著しい疲労のため、職務遂行の能率に悪影響を与えるおそれのあるもの

4. 県の勤務時間と合わせて、1日の勤務時間が8時間を超える場合、または週の勤務時間が40時間を超える場合

※ 問合せ先 人事局人事課監察室 052-954-6032(直通)